

新居浜市中小企業融資制度

中小企業の皆さまを対象とした新居浜市の融資制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を円滑に融資し、市内中小企業の健全な発展及び振興を図ることを目的としたものです。ぜひ、ご活用ください。

制度名	中小企業振興資金		中小企業 緊急経営資金	中小企業 設備近代化資金
	長期	季節		
融資対象	市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合			市内で事業を営んでいる、または営もうとする中小企業者及び組合
	・愛媛県信用保証協会の保証対象業種を営んでいるもの ・市税等の滞納のないもの ※中小企業緊急経営資金については、直近3か月間の月平均売上が前年又は前々年同期に比べ、3%以上減少していること。振興資金との併用は不可。ただし、振興資金の借り換え（旧債決済）は可。			
資金用途	運転・設備	運転	運転	設備
融資限度額	500万円	300万円	1,000万円	6,000万円
利率	年1.90%	年1.90%	年1.90%	年1.90%
融資期間	60か月以内	5か月以内	72か月以内	120か月以内
返済方法	据置3か月以内の均等返済	一括返済	一括返済または据置12か月以内の均等返済	据置12か月以内の均等返済
保証料率	0.45~1.66%			0.45~1.90%
保証料助成	融資金を期日までに完済した場合、融資金500万円を限度として、愛媛県信用保証協会に支払った保証料額（愛媛県信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合は、当該返戻された額を減じた額）の2分の1に相当する額の助成が受けられます。返済完了後60日以内に新居浜市産業振興課への申請手続きが必要です。			
取扱金融機関	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 （市内本・各支店）	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 （市内本・各支店）	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 （市内本・各支店）	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 （市内本・各支店）

一覧表の利率は、令和8年3月1日現在

※令和5年4月から保証料助成制度が変更となりました。

※中小企業設備近代化資金のご利用に際しては、融資金額および設備対象に関して事前にお問い合わせください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

新居浜商工会議所 中小企業相談所 TEL0897-33-5581 FAX0897-33-5609